

飛驒市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する 条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、飛驒市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例（令和元年飛驒市条例第6号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与等を決定する場合の基準及び給与等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(会計年度任用職員となった者の号給)

第3条 条例第3条第6項で規定する会計年度任用職員の職務並びに職務ごとの給料及び報酬の基礎となる級及び号給は、別表第1職種別基準表（以下「職種別基準表」という。）に定められているときは当該基礎号給欄の級及び号給とし、当該職務が定められていないときは、その職務と類似する職務の基礎号給欄の級及び号給とする。

2 職種別基準表に定める基準と異なる学歴免許等の資格又は経験年数（会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数及びその者の職務に有用な免許その他の資格を取得した時以後の経験年数をいう。以下同じ。）を有する会計年度任用職員（任期の定めが6月未満又は通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者を除く。）の号給については、前項の規定にかかわらず、第5条の定めるところにより、職種別基準表の基礎号給欄に定める号給よりも上位の号給とすることができる。

3 前項の規定による号給は、その属する職務の級における最高の号給及び職種別基準表の上限欄に定められている号給を超えることはできない。

(職種別基準表の適用方法)

第4条 職種別基準表は、同表職種区分及び職務区分に応じて適用する。

(経験年数を有する者の号給)

第5条 会計年度任用職員となった者のうち、経験年数を有する者の号給は、次の各号に掲げる経験年数の区分ごとに、それぞれの月数を12月（各区分におけるそ

の者の経験年数のうち5年を超える経験年数にあつては、18月)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に応じ、当該各号に定める数を第3条第1項の規定による号給の号数に加えて得た数を号数とすることができ

(1) 経験年数が1の場合 3

(2) 経験年数が2以上の場合 7

2 前項に規定する経験年数は、会計年度任用職員として引き続き同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第2経験年数換算表に定めるところにより会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数に換算した経験年数とする。

(特殊な経験等を有する者の号給)

第6条 特殊な経験等を有する者を採用する場合において、号給の決定について第3条の規定による場合には著しく常勤職員及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、同条の規定にかかわらず、これらの職員との均衡を考慮してその者の号給を決定することができる。

(期末手当の支給割合)

第7条 条例第11条第1項及び条例第21条第1項に規定する規則で定める支給割合は、100分の100とする。

(時間外勤務手当について準用する条例の規定の読替え)

第8条 条例第6条の規定により給与条例第19条第1項及び第3項から第6項までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第19条第3項本文	勤務時間条例第5条	飛驒市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年飛驒市規則第●号。以下この条において「勤務時間規則」という。)第6条
	勤務時間条例第3条第2	勤務時間規則第4条第2

	項又は第4条	項又は第5条
第19条第4項	勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条	勤務時間規則第4条第1項、第5条及び第6条

(休日勤務手当について準用する条例の規定の読替え)

第9条 条例第7条の規定により給与条例第20条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第20条	勤務時間条例第3条第1項又は第4条	勤務時間規則第4条第1項又は第5条
	勤務時間条例第4条及び第5条	勤務時間規則第5条及び第6条

(勤務1時間当たりの給料額の算出)

第10条 条例第13条に規定する市長が規則で定める時間は、飛驒市職員の給与の支給に関する規則（平成16年飛驒市規則第37号）第23条の4第1項本文に規定する時間とする。

(時間外勤務に係る報酬)

第11条 条例第16条第2項に規定する市長が規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 条例第16条第2項第1号に掲げる勤務 100分の125
- (2) 条例第16条第2項第2号に掲げる勤務 100分の135

2 条例第16条第3項に規定する市長が規則で定める割合は、100分の25とする。

(休日勤務に係る報酬)

第12条 条例第17条第2項に規定する市長が規則で定める割合は、100分の135とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第13条 条例第21条の規定により準用する飛驒市職員の給与に関する条例（平成16年飛驒市条例第58号。以下「給与条例」という。）第23条の4から第23条の6までに規定する期末手当を支給される職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止に関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

2 条例第21条第1項に規定する市長が規則で定めるものは、通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者とする。

(会計年度任用職員の報酬の支給)

第14条 条例第22条に規定する市長が規則で定める期日は、計算期間である勤務した月の翌月21日とする。ただし、その日が休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日又は日曜日若しくは土曜日のいずれにも該当しない日を支給日とする。

2 報酬の支給日前において離職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員には、その際報酬を支給する。

(会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬等の支給)

第15条 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に係る報酬は、勤務した月の分を翌月の報酬の支給日に支給する。ただし、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとし、当該パートタイム会計年度任用職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分をその際、支給することができるものとする。

(休暇時の報酬)

第16条 パートタイム会計年度任用職員が、飛驒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年飛驒市条例第47号。以下「勤務時間条例」という。)第12条に規定する年次休暇及び勤務時間条例第14条に規定する有給の特別休暇を取得したときは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間勤務したときに支払われる通常の報酬を支給する。

(費用弁償の割合)

第17条 条例第25条第3項に規定する割合は、次の各号に掲げる勤務日数に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

- (1) 10日以上15日未満 100分の50
- (2) 10日未満 勤務日数を21で除した数

(補則)

第18条 この規則の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行規則)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経験年数の調整)

2 この条例の施行日の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）による改正前の法第22条第5項の規定及び飛驒市臨時職員の雇用、労働条件等に関する要綱（平成17年飛驒市訓令第2号。以下「要綱」という。）の規定に基づき雇用されていた者に係る令和2年3月31日までの引続いた当該職としての経験年数については、第3条第2項に規定する経験年数に通算するものとする。

別表第1（第3条関係）

職種別基準表

職種区分	職務区分	給料表区分	基礎号給		上限	
			級	号給	級	号給
業務支援職員	一般事務補助 （下記以外の職務を含む）	行政職給料表(一)	1	1	1	8
	一般事務補助リーダー （班長、チーフ等を担当する者）	行政職給料表(一)	1	5	1	12
	消費生活相談員	行政職給料表(一)	1	1	1	8
専門業務職員 （資格を要する。ただし、※印を除く。）	専門業務補助（※） （下記以外の職務を含む）	行政職給料表(一)	1	1	1	8
	専門業務補助リーダー（※） （班長、チーフ等を担当する	行政職給料表(一)	1	5	1	12

者)					
放課後児童支援員	行政職給料表(一)	1	9	1	16
放課後児童支援員(統括)	行政職給料表(一)	1	13	1	20
獣医師	行政職給料表(一)	1	33	1	40
教員	行政職給料表(一)	1	25	1	32
建築士	行政職給料表(一)	1	15	1	22
学芸員	行政職給料表(一)	1	15	1	22
司書	行政職給料表(一)	1	15	1	22
外国語通訳(※)	行政職給料表(一)	1	15	1	22
医療事務	行政職給料表(一)	1	15	1	22
医師	医療職給料表(一)	1	1	1	8
薬剤師	医療職給料表(二)	2	1	2	8
管理栄養士	医療職給料表(二)	2	1	2	8
診療放射線技師	医療職給料表(二)	1	17	1	24
臨床検査技師	医療職給料表(二)	1	17	1	24
公認心理師	医療職給料	2	1	2	8

	表(二)				
臨床心理士	医療職給料 表(二)	1	17	1	24
理学療法士	医療職給料 表(二)	1	17	1	24
作業療法士	医療職給料 表(二)	1	17	1	24
臨床工学技士	医療職給料 表(二)	1	17	1	24
視能訓練士	医療職給料 表(二)	1	17	1	24
栄養士	医療職給料 表(二)	1	11	1	18
診療エックス線 技師	医療職給料 表(二)	1	11	1	18
衛生検査技師	医療職給料 表(二)	1	11	1	18
保健師	医療職給料 表(三)	2	11	2	18
助産師	医療職給料 表(三)	2	11	2	18
看護師	医療職給料 表(三)	2	1	2	8
准看護師	医療職給料 表(三)	1	1	1	8
社会福祉士	福祉職給料 表	1	11	1	18
保育士	福祉職給料 表	1	11	1	18
介護福祉士	福祉職給料	1	11	1	18

		表				
	介護支援専門員	福祉職給料表	1	11	1	18
	手話通訳(※)	福祉職給料表	1	1	1	8
	看護助手、介護助手(※)	福祉職給料表	1	1	1	8

備考 この表の職務区分欄による分類により難しい職務は、全て一般事務補助として取り扱う。

別表第2（第5条関係）

経験年数換算表

経歴		換算率
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	会計年度任用職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	80/100以下
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	会計年度任用職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	80/100以下